

「お試し」健康食品、実は… 定期購入や次回高額契約も

ホームページの広告を見て、「お試し」のつもりで健康食品などを申し込んだら、実は複数回購入しないと解約できない、2回目からは値上がりする定期購入だったなどのトラブルが後を絶ちません。

▼ネット広告の「健康食品お試し500円」を見て注文した。お試し商品が届いた後、2回目の商品が1万1500円の請求で送られてきたので、広告を確認したら、4回購入が条件の定期購入コースを申し込んでいたことに気付いた。クーリング・オフできないか。(60代・男性)

▼テレビショッピングで見た健康食品を電話で注文した。受け取って1カ月後に同じ商品が届き、初回より高い金額の請求書が入っていた。事業者に申し込んでいないと伝えたが、注文時にオペレーターが6回の定期購入を伝え、了解されているので解約できないと言われた。(70代・女性)

インターネットやテレビショッピング、カタログ販売などの通信販売の場合、契約後に認識していた取引条件とは違うことに気付いても、クーリング・オフ(無条件解約)の適用はありません。返品可否や条件等について、原則は事業者が表示する特約に従うこととなります。なお、広告に返品についての記載がない場合は、商品の引き渡しを受けた日から8日以内であれば、消費者の送料負担で返品できます。

契約内容が認識しづらい広告表示が多くみられたことから、特定商取引法施行規則が改正されました。昨年12月からは、いわゆる定期購入の場合、通信販売の広告やインターネット通販の申込み・確認画面上に「定期購入契約である旨」「支払い総額」「契約期間」などの表示が義務付けられ、同時に、定期購入契約の場合の契約条件の表示方法が明確化されました。

商品を注文する際は、表示された契約条件をよく読み、契約内容を十分に確認しましょう。また、テレビショッピングの場合は、情報の表示時間が限られ、契約内容などの重要事項を見落としがちです。電話で注文する際に、オペレーターに契約内容を十分に確認するようにしましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。